

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人地域でくらす会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、概ね改善されていた。
- ・ 会計面について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用して、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けることが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員の候補者本人から、履歴書及び欠格事由等の確認書を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第40条第1項、審査基準第3の1（5）、（6））</p>	<p>評議員について、欠格事由等に該当しないか確認書を徴し、確認をしました。</p> <p>今後は、履歴書及び欠格事由等の確認書を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認をします。</p>
2	<p>平成29年度の理事会について、監事のうち1名が全て欠席していた。</p> <p>監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものである。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～第102条）</p>	<p>平成31年3月開催予定の理事会及び評議員会において新たな監事の選任の決議を行い、平成31年4月から当該者が監事就任の予定です。</p> <p>また、併せて欠席者が出ないように日程調整も行います。</p>
3	<p>理事長は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、1回しか理事会に報告していなかった。</p>	<p>今年度は平成31年3月開催予定の理事会において、2回目の職務執行の状況を報告予定です。</p> <p>今後は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事長の職務の執行状</p>

	<p>については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長は毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	<p>況を理事会に報告します。</p>
4	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 補助金事業等収益明細書の米子拠点（障がい）の区分小計が拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致していなかった。</p> <p>② 拠点区分間繰入金明細書の拠点区分間繰入金支出金額が資金収支内訳表と一致していなかった。</p> <p>③ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の期首帳簿価額が貸借対照表の前年度末に一致していない資産があった。なお、固定資産管理台帳も同様に一致していなかった。</p> <p>④ サービス区分間繰入金明細書では日中活動まちくら（日中一時支援）からみんなの処（日中一時支援）へ繰り入れた旨記載しているにもかかわらず、米子拠点（障がい）拠点区分資金収支明細書ではみんなの処（日中一時支援）からみんなの処（日中一時支援）へ繰り入れた旨記載していた。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い 25 (1)、(2) ア、イ)</p>	<p>①、②について 附属明細書を再作成し、計算書類の金額と一致させました。</p> <p>③について 会計システム上、違う拠点への移管は明細書に反映しないものがあったため、基本財産及びその他の固定資産の明細書、固定資産管理台帳を訂正し、期首帳簿価額を一致させました。</p> <p>④について 会計伝票入力の際、繰入元サービス区分名の入力誤りによるものです。 今後は計算書類を作成の際、附属明細書との整合性を図るよう努めます。</p>
5	<p>鳥取湖山拠点から米子拠点（障がい）への拠点区分間繰入金支出について、事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が</p>	<p>今後は、事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計の範囲内でのみ拠点区分間への資金の繰入れを行うようには是正します。</p>

	<p>生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。 (老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p>	
--	--	--